

# ひたちなか市の相談窓口

ひたちなか市でおこなっている相談窓口は、下に書いてあるとおりです。  
ただし、基本的に日本語での対応になります。

## (1) 市民相談

市民相談室（広報広聴課内）

029-273-0111（内線）1155

日常生活での困りごとや悩みごとの相談ができます。

## (2) 消費生活相談

消費生活センター（女性生活課内）

029-273-0111（内線）3233

商品の購入やインターネット（SNS）で起こったトラブルの相談ができます。

また、訪問販売や電話勧誘販売などで、うっかり契約してしまったときは、契約した日から8日以内なら無条件で解約できる「クーリングオフ」の制度があります。

### 【相談できる内容】

- ・インターネットで購入した商品を返したい
- ・アパートの契約について
- ・SNSでの契約トラブルについて など

## (3) 女性のための電話相談

女性生活課

029-274-3002

女性が日常生活で抱えている悩みの相談ができます。